

4月に関連法が施行！対応に伴う

働き方改革関連助成金セミナー

協力／東京都社会保険労務士会 世田谷支部

2020年4月から中小企業に対して働き方関連法の施行が始まり、同一労働同一賃金対応が求められるほか、時間外労働の上限が規定されたため、36協定で定める必要がある事項に変更が生じるなど、事業者の人的負担や経費負担が多く発生します。

本セミナーでは、少しでも事業者の皆様の経費負担を抑えるべく、活用できる助成金のご案内および関連する法改正の内容についてお伝えいたします。

日時 2019年 8月 20日(火) 14:00～16:00

会場 世田谷産業プラザ3階大小会議室（世田谷区太子堂2-16-7、三軒茶屋駅北口徒歩1分）

定員 60名(先着順、定員になり次第締め切り) **参加費** 無 料

講師：大竹労務マネジメント事務所 社会保険労務士
大竹 謙一氏

【略歴】

大学卒業後、大手食品メーカー・外資系医療機器メーカーを経て、2013年社会保険労務士資格を取得し、大竹労務マネジメント事務所を設立。中小企業の社会保険・労働保険手続きから、労務管理及び就業規則の整備等の業務を中心に、助成金の活用についてのアドバイスも行っている。

＜本セミナーの主な内容＞

- 働き方改革における各種改正の内容
- 働き方改革への実務対応
- 働き方改革対応に活用できる助成金
 - ・「時間外労働等改善助成金」について
 - ・「キャリアアップ助成金」について
(厚労省助成金)
 - ・「はじめてテレワーク助成金」について
(東京都助成金)
 - ・その他働き方改革関連助成金

お申込み 下の申込書にご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。

満席等によりご参加いただけない場合のみ、ご連絡いたします。

連絡がない場合は、受付完了ですので、直接会場にお越しください。受付で本申込書をご提出ください。

===== (切り取らずにFAXしてください) =====

FAX: 3413-1465 働き方改革関連助成金セミナー 申込書

会社名		住 所	〒
参加者名			
部署		TEL	- -
役職		FAX	- -

■ご記入いただきました情報は、当該セミナーに関する連絡・記録のために使用いたします。また、東京商工会議所からの各種情報提供のために使用する場合がございます。

■今後FAX情報を希望しない場合は、下記に記入し、東京商工会議所世田谷支部までFAX【03-3413-1465】をお送り下さい。

配信停止希望:FAX番号【 - 】

お問い合わせ先:東京商工会議所 世田谷支部 TEL 3413-1461